

一般廃棄物処分業許可申請書提出に係る留意事項

1 提出部数等

- (1) 2部（控え1部を含む。）
- (2) 申請書は、左端2カ所にパンチ穴をあけ、紙ファイル綴じして提出してください。

2 様式

- 一般廃棄物処分業許可申請書 (様式第八号)
一般廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請書 (様式第九号)

3 記載に関する留意事項

- (1) 申請年月日は、申請書を実際に提出する日付を記載してください。
- (2) 申請者の住所、氏名
 - ① 申請者が個人 → 住民票抄本のとおりに記載してください。
 - ② 申請者が法人 → 法人の登記簿謄本のとおりに記載してください。
- (3) 別紙2-①について、該当する者が、個人にあつては、住民票抄本のとおり、法人にあつては、登記簿謄本のとおりに記載してください。

4 添付書類に関する留意事項

- (1) 登記簿謄本 : 申請日から3ヶ月以内 履歴事項全部証明書
- (2) 住民票抄本 : 申請日から3ヶ月以内 本籍地が記載されたもの
- (3) 登記事項証明書 : 申請日から3ヶ月以内 後見登記等に関する法律に定める証明書
- (4) 納税証明書 : 法人税納税証明書、所得税納税証明書（その1 納税等証明用）
前橋市税の納税証明書（完納証明書）
- (5) 委任状 : 申請手続きを代行した場合、委任の範囲を記載して押印して添付

5 その他

申請手数料は、申請日に廃棄物対策課で発行する納付書にて金融機関に振込みください。
手数料 新規、更新、変更許可 1件につき5,000円

従事者証交付申請書提出に係る留意事項

一般廃棄物処分業許可申請者は同時に申請が必要になります。

1 提出部数等

1部

2 様式

従事者証交付・再交付申請書 (様式第十七号)

3 添付書類に関する留意事項

- (1) 「従事者証申請者一覧」を添付してください。
- (2) 一般廃棄物処分業務に従事するもの全員を申請してください。
- (3) 更新許可申請と同時に交付申請する場合、住民票抄本は更新許可申請書に添付した住民票抄本のコピー可。
- (4) 貼付する写真は正面、無帽、無背景としてください。

4 その他

申請手数料は、申請日に廃棄物対策課で発行する納付書にて金融機関に振込みください。
手数料 (申請人数) × 1,000円

